



月光村在見光キヤハペー

今年も大賑わい、

「角兵衛獅子の舞・大道芸フェスティバル」

みんなで考えよう!「市町村合併」
合併建設計画(案)、地方税の不均一課税、特別職は失職、
農業委員会は4つの区域に分割してそれぞれ設置することなど合意

第9回で任協を終了 一部未了分は法定協に!

昨年9月5日に発足した新潟地域合併問題協議会(任協)は、政令指定都市の実現を目指して合併後の行政サービスやまちづくりのあり方などについて協議を行ってまいりましたが、9月8日の第8回と29日に開催された第9回において残されていた項目もほとんど合意されたことで任意協議会は終了することになりました。残された合併期日や227項目中、国民健康保険料率、納期等については法定協議会で協議される予定です。

また、任協で設置された分権、交通、農業の各専門部会は今後研究会に移行され区割の考え方や新市における新たな交通システム導入の可能性、更には田園型政令都市における農業のあり方などについて専門家を含め調査・検討を進めることとなりました。

第8回、第9回で合意された主な項目は次のとおりです。

◆事務事業

- 精神障害者医療費助成事業………新潟市の制度に統一する。
(1ヶ月以上入院している場合に上限月額1万円を助成)

◆その他の行政制度

- 農業委員会の取り扱い………農業委員会の区域を4つに分けて設置する。ただし合併後の状況により再編、見直しを図る。
(本村は白根市、岩室村、西川町、味方村、潟東村、中之口村を区域として1つの農業委員会を設置し選挙による定数は40人となる。)

- 地方税の取り扱い (不均一課税を採用し、新潟市の制度に統一する。)
個人市町村民税………平成17年度は現行のとおり、平成18年度、19年度で2,500円とし、20年度から新潟市と同じ3,000円とする。

法人市町村民税
固定資産税
軽自動車税

都市計画税………市街化区域が設定された場合に課税となる。(当面は予定なし)

- 地域審議会………合併建設計画の執行状況や計画の変更、所管区域のまちづくり計画の策定など新市長の諮問に応じて審議したり、市長に意見を述べることができる。旧12市町村に地域審議会を置くが、期間は合併の日から10年間とする。ただし、政令指定都市の指定があった場合には、それ以後審議会に代わる新たな附属機関を置くこととなりました。(委員は最大30人以内とし、公共的団体等からの代表者、学識経験者、公募により選任した者の内から市長が委嘱)

・特別職の取り扱い

- 三役及び教育長………新潟市を除く三役及び教育長は原則失職する。
- 行政委員及び監査委員………教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員は廃止し、その委員は失職する。

・合併建設計画 (案)

- 県事業分における県との協議の結果、総事業費は3億7,700万円減の3,565億5,200万円となりました。